



平成18年5月19日

各 位

会 社 名 岡藤ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 加藤 雅一  
( J A S D A Q ・ コード 8 7 0 5 )  
問 合 せ 先  
役職・氏名 取締役 松井 政彦  
電 話 0 3 - 5 5 4 3 - 8 7 0 5

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第1回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)が平成18年5月1日に施行されたのに伴い、次のとおり変更するものであります。

当社の機関として、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置くことを定めるため定款変更案第4条を新設するものであります。

株券発行会社である旨を明記し、併せて単元未満株式に係る株券の取り扱いを定めるため定款変更案第9条を新設するものであります。

単元未満株主の管理の効率化を目的とし、単元未満株式についての権利を制限するため定款変更案第10条を新設するものであります。

名義書換代理人は株主名簿管理人と名称が変更され、また、新たに新株予約権に関する記載を加えるなど現行定款第9条および第10条に所要の変更を行うものであります。

株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことが認められたことに伴い、定款変更案第17条を新設するものであります。

取締役会運営の効率化を図り、機動的な経営を可能とするため、定款変更案第27条を新設するものであります。

取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会決議をもって取締役および監査役の会社に対する責任を法令の限度内とするため、定款変更案第30条第1項および第39条第1項を新設し、また社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、定款変更案第30条第2項および第39条第2項を新設するものであります。

なお、定款変更案第30条および第39条の新設を議案として提出することについては、予め監査役全員の同意を得ております。

その他、会社法の施行に伴い不要となる条文を削除するとともに、会社法の規定に合わせ、必要な文言の変更および条数を順次繰り下げるものであります。

現行定款附則第1条ないし第4条は、効力期間満了により削除するものであります。

(2)「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行され、電子公告制度の導入が認められたことに伴い、公告閲覧の利便性向上および経営の合理化を図るため、公告方法として電子公告を採用し、現行定款第4条を変更するものであります。併せて、やむを得ない事由によりこれができないときの措置も定めるものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)

定款変更の効力発行日 平成18年6月29日(木曜日)

以 上

【別紙】

( 線部は変更部分 )

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ～ 第 3 条  ( 省 略 )  ( 新 設 )</p> <p>第 4 条 ( 公告の方法 ) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 ( 会社が発行する株式の総数 ) 当社の発行する株式の総数は、2,700 万株とする。 <u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第 6 条 ( 自己株式の買受け ) 当社は、取締役会の決議により、自己株式を買受けることができる。</p> <p>第 7 条 ( 1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行 ) ( 省 略 ) 当社は、1 単元未満の株式について株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>第 8 条 ( 端株原簿への不記載 ) 当社は、1 株未満の端株についてはこれを端株として端株原簿に記載または記録しない。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>第 9 条 ( 名義書換代理人 ) 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 当社の株主名簿 ( 実質株主名簿を含む。以下同じ ) および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">( 現行どおり )</p> <p>第 4 条 ( 機 関 ) 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条 ( 公告方法 ) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 ( 発行可能株式総数 ) 当社の発行可能株式総数は、2,700 万株とする。  ( 削 除 )</p> <p>第 7 条 ( 自己株式の取得 ) 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第 8 条 ( 単元株式数 ) ( 現行どおり )  ( 削 除 )</p> <p>第 9 条 ( 株券の発行 ) 当社は、株式に係る株券を発行する。 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式について株券を発行しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>第 10 条 ( 単元未満株主の権利制限 ) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項に掲げる権利 2. 剰余金の配当を受ける権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第 11 条 ( 株主名簿管理人 ) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 当社の株主名簿 ( 実質株主名簿を含む。以下同じ )、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第 10 条（株式取扱規程）  <u>当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 11 条（基準日）  <u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>  <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条  ~ (省 略)  第 14 条    (新 設)</p> <p>第 15 条（議決権の代理行使）  株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。    (省 略)</p> <p>第 16 条（決議の方法）  株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。  <u>商法第 343 条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p> <p>第 17 条（議事録）  <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>第 12 条（株式取扱規程）  <u>当社が発行する株券の種類ならびに、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 13 条（基準日）  <u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u>  <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条  ~ (現行どおり)</p> <p>第 16 条  第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 18 条（議決権の代理行使）  株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 人を代理人として、議決権を行使することができる。    (現行どおり)</p> <p>第 19 条（決議の方法）  株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。  <u>会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p> <p>第 20 条（議事録）  <u>株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (省 略)</p> <p>第 19 条 (選 任) (省 略)</p> <p>取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(省 略)</p> <p>第 20 条 (任 期)</p> <p>取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第 21 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>当社を代表する取締役は、取締役会の決議により定める。</p> <p>取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条 ~ (省 略)</p> <p>第 23 条 (新 設)</p> <p>第 24 条 (省 略)</p> <p>第 25 条 (報酬および退職慰労金)</p> <p>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により、これを定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>第 22 条 (選 任) (現行どおり)</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第 23 条 (任 期)</p> <p>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 24 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 25 条 ~ (現行どおり)</p> <p>第 26 条</p> <p>第 27 条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 29 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により、これを定める。</p> <p>第 30 条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 26 条 (省 略)</p> <p>第 27 条 (選 任) (省 略)</p> <p>監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 28 条 (任 期)</p> <p>監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第 29 条 (常勤監査役)</p> <p>監査役は、その互選により、常勤監査役を定める。</p> <p>第 30 条 ~ (省 略)</p> <p>第 31 条</p> <p>第 32 条 (報酬および退職慰労金)</p> <p>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により、これを定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>第 32 条 (選 任) (現行どおり)</p> <p>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第 33 条 (補欠の監査役)</p> <p>法令に定める監査役の員数を欠くこととなるときに備えて、株主総会において補欠の監査役を選任することができる。</p> <p>補欠の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>補欠の監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第 34 条 (任 期)</p> <p>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期および補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 35 条 (常勤監査役)</p> <p>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>第 36 条 ~ (現行どおり)</p> <p>第 37 条</p> <p>第 38 条 (報酬等)</p> <p>監査役の報酬等は、株主総会の決議により、これを定める。</p> <p>第 39 条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 33 条 ( 営業年度 )  <u>当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</u></p> <p>第 34 条 ( 利益配当金 )  <u>当社の利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、これを支払う。</u></p> <p>第 35 条 ( 中間配当 )  <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、商法第 293 条 / 5 に規定する金銭の分配 ( 以下「中間配当金」という。 ) を行うことができる。</u></p> <p>第 36 条 ( 利益配当金等の除斥期間 )  <u>利益配当金および中間配当金が、その支払の開始日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</u>  <u>未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 40 条 ( 事業年度 )  <u>当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p>第 41 条 ( 剰余金の配当等 )  <u>当社は株主総会の決議によって毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当 ( 以下「期末配当金」という。 ) を行う。</u></p> <p>第 42 条 ( 中間配当 )  <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 ( 以下「中間配当金」という。 ) を行うことができる。</u></p> <p>第 43 条 ( 期末配当金等の除斥期間 )  <u>期末配当金および中間配当金が、その支払の開始日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</u>  <u>未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 ( 株式移転による設立に際して発行する株式 )  <u>当社の設立は、商法第 364 条の株式移転による。</u>  <u>株式移転に際して発行する株式は、普通株式 996 万 5,047 株とする。</u></p> <p>第 2 条 ( 最初の事業年度 )  <u>当社の最初の事業年度は、第 33 条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p>第 3 条 ( 最初の取締役および監査役の任期 )  <u>当社の最初の取締役および監査役の任期は、第 20 条および第 28 条の規定にかかわらず、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第 4 条 ( 最初の取締役および監査役の報酬 )  <u>当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬は、年額 500,000,000 円以内とし、最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬は、年額 50,000,000 円以内とする。</u>  <u>なお、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p>